

平成27年9月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 平成27年10月13日(火) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時40分

場所 第8委員会室

出席委員 木下高志委員長
安藤友貴副委員長
松澤正委員、神谷大輔委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、
小島信昭委員、木村勇夫委員、吉田芳朝委員、大嶋和浩委員、蒲生徳明委員、
金子正江委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部]
浅井義明県土整備部長、西成秀幸県土整備部副部長、
松澤潤県土整備政策課長、濱川敦道路環境課長、
常山修治県土整備部参事兼河川砂防課長、秋山栄一水辺再生課長
[危機管理防災部]
上原満危機管理防災部副部長、加藤信次危機管理課長、澁澤陽平消防防災課長
[都市整備部]
吉岡博之都市計画課長
[下水道局]
菊地仁美下水道管理課長
[農林部]
原聡農業支援課副課長、佐野且哉森づくり課副課長、
細川学範農村整備課副課長

会議に付した事件

大規模な自然災害への対応について

神谷委員

土砂災害発生時における避難等の判断は市町村に任されているとのことだが、県はどのような対応を行ったのか。

河川砂防課長

市町村に対しては、ハザードマップの作成が進むよう技術的な支援・助言を行うとともに、ハザードマップを用いた避難訓練の実施を働き掛けている。さらに、避難勧告や自主避難の目安となる土砂災害警戒情報を直ちに発表し、複数のルートにより確実に市町村に伝達できるよう対応している。

神谷委員

土砂災害警戒区域を指定するに当たり、市町村にその判断を委ねていると聞いているが、区域指定の状況はどうなっているか。

河川砂防課長

3,775か所が指定済みとなっている。区域指定を行うに当たっては、市町村同席で県が地元説明会を開催し地元の理解を深めた上で、市町村に意見照会を行い、区域指定している。

神谷委員

土砂災害警戒区域の指定に対し、住民への支援は何かあるか。

河川砂防課長

土砂災害特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅を、土砂災害特別警戒区域から移転し代替家屋の建設を行う者に対し、費用の一部を補助する制度がある。

金子委員

越谷市における豪雨による水害では、市から防災無線による情報伝達がなかったことも被害拡大を招いたと考えている。住民への情報伝達の面で、県は、各市町村に対してどのように対応しているのか。

河川砂防課長

県としては、市町村が避難勧告などを発令する判断基準となる河川の水位情報や雨量データなどの情報を伝えている。

金子委員

避難等の情報が住民に十分に届いていないことが、今回の被害拡大につながったと考えられる。今後市町村に対し、県としてどう対応していくのか。

消防防災課長

県では、市町村が避難勧告や避難指示を発令する判断の目安や、市町村から住民への

伝達手段などを一覧にしたチェックリストなどを示したマニュアルを作成し、情報伝達に遺漏のないよう対応している。具体的には、防災行政無線、広報車による広報、自主防災組織や自治会による伝達、各市町村のホームページ、緊急速報メールなどである。また、市町村から避難勧告や避難指示が発令された場合は、県から報道機関にファックスを送付して周知依頼を行うとともに、県の防災情報メール登録者に対して情報を送信している。今後、市町村防災担当課長会議などの機会を通じて、住民に災害情報をしっかりと伝える対応をするように働き掛けていく。

日下部委員

- 1 越谷市や松伏町には、竜巻が発生しやすい特別な理由があるのか。
- 2 最近スコールの回数が増えるなど気象状況が変わってきており、温帯から亜熱帯化しているように感じるが、今後このような傾向は強くなるのか。
- 3 土砂災害の被害に遭った家屋を調べてみると、被害に遭う可能性が十分予測できるような箇所に建てられているものもある。知事の許可があれば危険な地域に建物を建てられるが、危険区域には建てられないよう禁止したらどうか。

河川砂防課長

- 1 地形的に竜巻が発生しやすいような特別な理由があるかは、現在のところ判断できない。
- 2 国際的には、気候変動による影響が報告されている。詳細な資料は後でお持ちする。
- 3 知事の許可を得るためには、建築基準法施行令で土砂災害に対し安全な構造にしなければならないことになっている。

消防防災課長

- 1 日本で発生する竜巻の大部分は沿岸部で発生しており、例外的に関東平野で多く発生している。広い平野では地表の起伏による抵抗が少ないため発生しやすく、邪魔されずに進行できるのではないかとされている。平成25年9月には、越谷市、松伏町だけでなく熊谷市や行田市でも竜巻が発生している。

委員長

先ほど、河川砂防課長から資料提出したい旨の話があった。については、執行部におかれては委員会終了後、速やかに提出することによろしいか。

< 了 承 >

日下部委員

越谷市や松伏町には、乱気流が発生しやすい要素があるのか。

消防防災課長

竜巻の発生予測は、現在の知見では十分ではなく、気象庁が発表する竜巻注意情報も市町村単位ではなく都道府県単位で発表している状況である。このような状況であるため、現時点では越谷市や松伏町に特殊要因があるとは理解していない。

日下部委員

土砂災害特別警戒区域指定後の、特定開発行為の許可事例はあるか。

河川砂防課長

現在のところない。

立石委員

- 1 合流式下水道区域であるところに分流式下水道管を入れることは、内水被害の軽減策に入るのか。
- 2 水門の耐震工事の実施の説明で、14水門のうち検討中を含むとあったが、検討中とは何か。

都市計画課長

- 1 合流式を採用している下水道は、大雨の際、汚水が雨水とともにあまり処理されずに公共水域に出てしまう問題があり、環境上の問題から合流式を極力分流式にしているものである。部分的に分流式を進めている例もあるが、これは雨水対策を強化することを目的としたものではない。

河川砂防課長

- 2 検討中とあるのは、旧芝川の領家水門であり、工事のための設計中ということである。

立石委員

合流式下水道を分流式に替えることによって、雨水を余分に逃がす効果もあると思うが、内水被害の軽減策に入らないのか。

都市計画課長

合流式の課題が非常に大きく、合流式のまま環境対策ができないかといった検討を進めている。しかし合流式の環境改善自体がまだ進んでいないため、内水被害の軽減策として分流式を導入する方向までには至っていない。

大嶋委員

- 1 河川と下水道の連携による内水被害の軽減対策について、県南東部で実施されているが、今後、ほかの市町村にも増やしていくのか、進め方を伺いたい。
- 2 水害軽減に向けた取組の中で、維持管理費については、雑草刈払い、護岸修繕などの予算が不足しているとのことだが、現状はどうなっているのか、もう少し詳しく説明してほしい。

河川砂防課長

- 1 河川と下水道の連携の取組については、雨水の下水道計画を持つ全ての市町村に意向を確認した。結果的に、取組による被害軽減効果が大きい県南東部の市から連携の希望があり、取組を行っている。今後、改めてほかの市町村に連携の意向があるか照会をしていきたいと考えている。

水辺再生課長

- 2 雑草刈払い及び護岸修繕などについては、いずれも維持管理費で限られた予算の中で対応している。雑草刈払いについては、堤防の安全点検に必要な範囲を優先するなど工夫をしているが、住民の方々からの要望が年々多くなってきているのも事実である。護岸修繕についても予算は限られており、洪水水位が周辺地盤より高くなる堤防に関しては速やかに対応しているが、洪水水位が周辺地盤より低い、破堤しない、いわゆる掘り込み河道に関しては、予算の範囲内で対処していくことで対応している。

松澤委員

今年9月の大雨で、中川、綾瀬川などで河川の水位が上がり警報が出されたが、中川・綾瀬川流域では現状以上のポンプの整備は必要ないのか。

河川砂防課長

今後も排水機場の計画に基づき、必要な整備を進めていく。

小久保委員

土砂災害防止法において、土砂災害警戒区域を指定しているが、全てが完了していないと認識している。今後の見通しはどうか。

河川砂防課長

基礎調査については、平成27年度内の完了を目指している。区域指定については、平成28年度の指定完了を目指して進めているところである。

小久保委員

- 1 私の地元は西部の山間地域であり、傾斜地が多く、危険箇所が多い。少子高齢化の中、自分一人で避難できない災害弱者と呼ばれる人々が増えている。今回の豪雨で避難勧告が出たが、区域を限定して発表できるようなシステムを作る考えはあるか。避難勧告等の発令は地域を限定してできないのか。
- 2 台風の被害については、避難勧告の発令が土砂災害発生後になった例もあったが、県としてどのように考えるか。

消防防災課長

- 1 昨年の広島土砂災害を教訓として、全国的には区域を限定して避難勧告等を出すべきという流れになってきている。今回の台風18号等の場合においても、さいたま市と八潮市では、避難勧告を出していたが、対象地域が限定的であったため、個別の電話や自治会長への事情説明を行い、防災行政無線を使わなかったと聞いている。今後の流れとしては、避難勧告等はただやみくもに発令するのではなく、地域を限定して発令するよう市町村へ働き掛けていく。
- 2 避難勧告の発令に関し、発令基準や伝達方法を定めたマニュアルの作成状況は、土砂災害に対しては対象となる41市町村のうち38市町村で作成済み、水害に対しては対象となる48市町村のうち44市町村で作成済みである。まずはマニュアルを未作成の市町村に作成をお願いし、次のステップとしてマニュアルが適切かどうかを再度確認していただき、さらにマニュアルを活用した訓練の実施を市町村防災担当課長会議などで働き掛けていく。

河川砂防課長

2 今回の豪雨で避難勧告を出さなかった理由としては、小康状態になり、これ以上悪化する心配がないと判断したためである、あるいは市町村が定めた基準に達しなかったためと聞いている。

小久保委員

避難勧告等を夜中に発令しなければならないことがあるが、どのような判断で発令するのか。

消防防災課長

土砂災害であれば土砂災害警戒情報が発表された場合や、大雨警報が発表されている状況でさらに記録的短時間大雨情報が発表された場合などに避難勧告の発令を判断する。夜間の発令はためらうこともあると思うが、例えば洪水警報が出た場合に避難準備情報を出して、さらに避難勧告を出す必要があるのかどうか、考えなければならないと思う。また、夜間に暗く付近が浸水しているような状況では、外へ避難することがかえって危険な場合もあるので、土砂災害の被害に遭いそうな建物等は別であるが、水害であれば建物の2階や3階に避難していただく、いわゆる垂直避難を呼び掛ける避難勧告等の発令などがありうる。避難勧告等にはこうした内容もあることを市町村防災担当課長会議などで説明していきたい。

小島委員

先月の豪雨災害で、私の住む岩槻区でも床上、床下まで水が出た。40年代に開発された調整区域内にある団地などで浸水被害が毎回出る。そうした中、住宅の付近で農地転用が行われ、資材置き場や畑になる場合があり、土地が50cmから1m近く高くなることが多い。すると住宅地より高い場所になり、近隣住民にとっては、大雨の際、水が自分の住宅地に来るのではないかといった懸念材料になる。当然個人の権利もあると思うが、排水に配慮した農地転用など、個人のものに県の指導の権限はないのか。

農業支援課副課長

農地改良については、農業政策課の事務であり、本日担当職員が出席していない。回答できないことに対し、御容赦をお願いしたい。

小島委員

市街化区域の岩槻台地のような標高が比較的高いところでも、今回の豪雨の被害に遭った。今まで緑地であったものが、開発により、水が吸収できなくなっている。コンクリートの面積が増えるほど、水を地面が吸収できなくなり、水害が大きくなる傾向にあるので、今後も治水対策を市町村と連携をしながら、しっかりと進めていってほしい。
(要望)

委員長

現在の質問は、後ほど確認いただき、資料を委員に配布願う。